

# 電力調達仕様書（高圧）

## 1 概要

### (1) 適用範囲

本仕様書は、次に掲げる需要場所で使用する電力の調達について適用する。

- (2) 需要場所 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり  
(3) 用途 }

## 2 調達仕様

### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式  
イ 供給電圧（標準電圧）  
ウ 計量電圧（標準電圧）  
エ 標準周波数  
オ 受電方式  
カ 自家発電設備  
キ 蓄熱設備等
- 別紙「仕様書別記一覧」のとおり

### (2) 契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

- ア 契約電力 191kW

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- イ 予定使用電力量 1,066,346kWh

### (3) 調達期間

令和6年7月1日0時から令和7年9月30日24時まで

### (4) 需給地点

- (5) 電気工作物の財産分界点 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり  
(6) 保安上の責任分界点 }

### (7) 自家用発電設備

非常用ディーゼル発電設備 3相3線 6,600V 400KVA 1台

### (8) 力率

力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）

(9) 平日・休日区分

休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいう。

(10) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

イ 契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力率は 100%とし、燃料費調整、市場価格調整及び離島ユニバーサルサービス調整に係る金額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

エ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

3 添付資料

WEST19 庁舎 平日・休日別予定使用電力量・・・別添のとおり  
(令和 6 年 7 月～令和 7 年 9 月)